

各 位

会 社 名 株式会社ビーイング
代表者名 代表取締役社長 津田 能成
(JASDAQ コード 4734)
問合せ先 経理部長 後藤 伸悟
(TEL . 059 - 227 - 2932)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 2 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現状の事業に即して、事業目的について一部を削除する（第 2 条）ものであります。
- (2) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の節減を図るため、当会社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定める（第 4 条）ものであります。
- (3) 「会社法」並びに「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（同 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当法定款を変更するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 8 条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

会社法施行規則並びに会社計算規則の規定に従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主に対する提供があったものとみなすことを可能にするため、第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、会社法施行規則に基づき、代理人の員数を定める（第 15 条）ものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 17 条（取締役会の設置）、第 28 条（監査役及び監査役会の設置）、第 6 章として会計監査人に関する規定（第 37 条から第 40 条）を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 24 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

会社法第 426 条第 1 項及び第 427 条第 1 項の規定に従い、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう第 27 条（取締役の責任免除）及

び第 36 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第 27 条の規定新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

会社法第 459 条第 1 項及び第 460 条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、取締役の任期を 1 年に短縮する（第 20 条）とともに、第 42 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 43 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(4) 上記各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

変更の内容は以下のとおりです。(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . 電子計算機ソフトウェアの開発及び販売 2 . 電子計算機、備品の販売 3 . オンライン・オフライン情報サービス 4 . ハードウェア・ソフトウェアのパッケージ販売 5 . コンピューター導入によるコンサルティング業務 <u>6 . 造園及び園芸に関するセミナーの開催及び教室の経営</u> <u>7 . 園芸用樹木・草木類・花卉並びに園芸用品の販売</u> <u>8 . 水耕栽培法による野菜及び果物の生産販売に関する業務</u> <u>9 . 農作業の請負に関する業務</u> 10 . 情報通信並びにインターネット関連事業への投資・融資並びにこれ等企业の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務 11 . 上記各号に附帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 . } 2 . } (現行どおり) 3 . } 4 . } 5 . } 6 . } (削除) 7 . } (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <u>2 . やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(<u>会社が発行する株式の総数</u>) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、24,000,000 株とする。	(<u>発行可能株式総数</u>) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とする。
(<u>1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>) 第 6 条 <u>当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。</u> <u>2 . 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第 6 条 単元株式数は、1,000 株とする。 (削除)
(新設)	(<u>株券の発行</u>) 第 7 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理及び単元未満株式の買取、株券喪失登録、その他株式に関する取扱は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 当社の名義書換代理人は、取締役会において選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理及び単元未満株式の買取、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社はこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項その他定款に別段の定めある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議に基づき、予め公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受け る権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取、その他株式又は新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として ことができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第 11 条 (新設)</p>	<p>第 13 条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>
<p>株主総会の議長は社長が当る。社長事故あるときは<u>予め取締役会の定めた順序</u>により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>(決議)</p>	<p>第 15 条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 12 条 株主総会の決議は、法令または、<u>定款に別段の定めがある場合のほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p>	<p>第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2. <u>株主は、他人に委任してその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は議決権を行使できる当会社の株主に限る。この場合には、株主または代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>3. <u>商法第 343 条の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>第 17 条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p>
<p>第 13 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第 18 条 (現行どおり)</p>	<p>第 18 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第 14 条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その過半数の議決によって選任する。その選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 15 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任者の任期が満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集) 第 16 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長事故あるときは予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(役付取締役) 第 17 条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役中から社長 1 名を選任し、その他必要に応じて副社長、専務取締役及び、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役) 第 18 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があった</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>ものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程) <u>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第 19 条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第 26 条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新設)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置)</u> <u>第 28 条 当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>(監査役の数) 第 20 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の数) 第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第 21 条 <u>監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第 30 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第 22 条 <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(監査役会の招集) 第 23 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(常勤監査役) 第 24 条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程) <u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定める</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第 25 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p><u>もののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置) 第 37 条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任) 第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第 26 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとし、<u>3 月 31 日を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 42 条 当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(利益配当金) 第 27 条 <u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された、株主または登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第 28 条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された、株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下中間配当金という)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 29 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> (新設)</p> <p>附則 <u>平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結時前に存在する監査役の任期については、本定款第 22 条第 1 項中「就任後 4 年内」とあるのを「就任後 3 年内」と読みかえるものとする。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第 43 条 <u>当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日とする。</u> 2. <u>前項に定めるほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 44 条 <u>配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2. <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(削除)</p>